

業務及び財産の状況に関する説明書類

第48期

〔 自 令和 7年4月 1日
至 令和 8年3月31日 〕

公衆縦覧開始日 令和8年6月1日

東邦監査法人

所在地 東京都千代田区神田小川町三丁目3番2号

代表者 石井克昌

一. 業務の概況

1. 監査法人の目的及び沿革

(1) 監査法人の目的

当法人は、次の各号の業務を行うことを定款に記載しております。

- ① 財務書類の監査又は証明の業務
- ② 公認会計士法第2条第2項の業務としての下記の業務
 - ア. システムリスクに関する内部統制の外部監査又は調査の業務
 - イ. 個人情報保護に関する内部統制の外部監査又は調査の業務
 - ウ. 顧客資産の分別保管に関する検証業務
 - エ. 財務書類の調製業務
 - オ. 財務に関する調査・立案・相談業務

(2) 監査法人の沿革

当法人の沿革は次のとおりです。

昭和54年に奥野恒夫他6名が夫々、2,500,000円出資し、監査業務を主目的として東邦監査法人を設立し、同年3月6日設立登記以後今日に至っています。その後「1. 監査法人の目的」の(2)に記載のとおり、第29期において2項業務の一部を監査法人の目的に追加しております。令和8年3月31日現在の社員総数は17名、出資金は26,000,000円となっております。

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人の別

当法人は無責任監査法人であります。

3. 業務の内容

(1) 業務概要

当期は被監査会社が8法人増加及び9法人減少しましたので当期末現在では被監査会社数は83法人となりました。人事面では、社員総数は前期より1名増加及び1名減少しましたので17名、また、使用人は前期より6名増加及び1名減少しましたので31名（非常勤は29名）であります。

当期の監査証明業務収入は791,643千円となりました。また、非監査証明業務収入は22,829千円となりました。この結果、当期の業務収入総額は814,472千円となりました。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当事項はありません。

(3) 監査証明業務の状況

令和8年3月31日現在

種 別	被監査会社等の数	
	総 数	内大会社等の数
① 金商法・会社法監査	14社	14社
② 金商法監査	0	0
③ 会社法監査	20	1
④ 学校法人監査	7	0
⑤ 労働組合監査	6	0
⑥ その他の法定監査	12	0
⑦ その他の任意監査	24	0
計	83	15

(4) 非監査証明業務の状況

区 分	対象会社等	前年度増減	収入金額	備 考
大会社等	3社	0社	2,712.5千円	
その他の会社等	14社	5社	20,116.5千円	
その他	—	—	—	

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

① 経営の基本方針

当法人は、『信頼される監査法人』を「経営理念」としております。我々はこの経営理念の言葉に監査法人の根本である監査の品質管理を何よりも重視する姿勢を込めております。そしてその実現のために、

- ・常により質の高い監査を追求する。
 - ・倫理観を有する職業的専門家としての「使命の自覚」「職責の遂行」「品位の保持」
 - ・経営基盤の強化・安定
- を同時に掲げております。

② 経営管理に関する措置

無限責任社員によるパートナーシップの統治を基盤とし、相互監視・相互牽制により業務運営の適正化を担保する体制を構築しております。

当法人の最高意思決定機関である社員会は、単なる監査業務の改善だけでなく、品質管理重視の組織風土の醸成やリーダーシップの確立を通じて、監査品質の向上のための継続的な取り組みを実施する必要があると認識しており、社員会はそれを実現できる人材で構成されております。

また、社員より選出した理事をメンバーとする理事会が、機動的かつ効率的に法人運営に当たり、その業務執行状況を社員会に報告しております。

③ 法令遵守に関する措置

監査品質の維持向上のため、「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会2024年3月12日改訂）に準拠した監査の品質管理規程及び監査マニュアル等を策定しており、法令等の改正に伴うアップデートも実施しております。また、当該規程及びマニュアル等に基づき、遵守すべき基準や法令の理解を確保し、同時に適切な監査業務の実施を確保する体制を築いております。

日本公認会計士協会が開催する研修への参加や、当法人による集合研修を通じて、当法人の全構成員が最新の基準や法令に関する知識を習得できるように取り組んでおります。

④ その他

特にありません。

(2) 上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するために必要な業務の品質の管理を行う専任の部門の設置又は主として従事する公認会計士（以下「専担者」という）の選任の状況

① 専任の部門の設置又は専担者の選任の状況

専任の部門として、品質管理本部、品質管理部、審査部、IT推進部、人材開発部及び契約管理部を設置しております。

② 専任の部門又は専担者と、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を行うための部門等との間における独立性の確保の状況

専任の部門は、上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を行う監査部とは独立した組織体制となっております。

なお、専任の部門に所属する専門要員は当該監査証明業務にも関与しておりますが、専任の部門の業務は業務分担表により明確にされており、その実績については勤怠工数管理システムにより把握しております。

(3) 業務の品質の管理の状況等の評価

① 基準日

令和8年3月31日

② 業務の品質の管理の目的

当法人の品質管理の目的は、当法人が実施する監査業務に関し、以下の合理的な保証を提供するために、当法人が品質管理システムを整備し運用することにあります。

- ・ 監査事務所及び専門要員が、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って自らの責任を果たすとともに、当該基準及び法令等に従って監査業務を実施すること。
- ・ 監査事務所又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行すること。

③ 基準日における業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

ア. 業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持

当法人は、独立性を含む職業倫理に関する規定に従った責任を果たすために、(1) 阻害要因等の識別、評価及び対処(2) 独立性の確認書の入手(3) 職業倫理及び独立性に関する方針又は手続(4) 監査責任者の実施事項といった項目についての方針又は手続を定め、実施しております。

イ. 業務に係る契約の締結及び更新

当法人は、契約の新規の締結及び更新に対処するために、(1) 監査契約の新規の締結及び更新に関する方針又は手続(2) 監査責任者の実施事項(3) 不正リスク対応基準関係といった項目についての方針又は手続を定め、実施しております。

ウ. 業務を担当する社員その他の者の選任

当法人は、より質の高い監査を一貫して実施するための十分な時間が与えられていることを含め、適性及び適切な能力を有する、監査責任者を含む監査チームのメンバーが各業務に割り当てられるよう、監査チームの編成を行っております。

エ. 人材、情報通信技術その他の業務の運営に関する資源の取得又は開発、維持及び配分

(ア) 社員の報酬の決定に関する事項

当法人は、社員会において決定された社員報酬テーブルを基礎とし、各社員の評価等を加味した個別の報酬原案を理事会にて協議・作成しております。また、当該社員評価及び報酬原案の公平性等については、社員代表者及び独立第三者委員が検証を行い、その結果を社員会へ報告した上で最終決定しております。なお、社員評価は監査の品質の維持・向上及び健全な法人運営を実現することを目的とした社員評価規則に基づき実施しております。

(イ) 社員及び使用人その他の従業者の研修に関する事項

当法人は、「① 監査事務所が実施する業務に関連する知識や経験を有することを含め、より質の高い監査を一貫して実施する。」「② 監査事務所の品質管理システムの運用に関連する活動を行う、又は責任を果たす。」といった専門要員の適性及び能力への工夫に主眼を置いた研修プログラムを企画、実施及び管理しております。

(ウ) その他

当法人は、より質の高い監査を一貫して実施する観点から、デジタルトランスフォーメーションの活用にも取り組んでおります。

オ. 業務の実施及びその審査

(ア) 専門的な見解の問合せ

当法人は、専門的な見解の問合せについて、以下の事項を整備・運用しております。

- a. 専門的見解の問合せの方法
- b. 専門的見解の問合せを実施しなければならない事項
- c. 専門的見解の問合せの実施を推奨する事項
- d. 専門的見解の問合せ先
- e. 専門的見解の問合せを実施する先の能力、適性の評価
- f. 不正による重要な虚偽表示リスク（各監査の局面における、不正による重要な虚偽表示リスクに関連して専門家の業務を利用することが必要と判断した場合の対応について）
- g. 不正による重要な虚偽表示の兆候又は疑義を識別した場合の具体的な方針

(イ) 監査上の判断の相違の解決

当法人は、専門的な見解の問合せの利用も含めた、監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続を整備・運用しております。

(ウ) 監査証明業務に係る審査

当法人は、「審査の対象、体制等」「審査担当者の選任と適格性及び客観性」「審査の内容、実施時期及び範囲」等を定めた審査規程に基づき審査を実施しております。

(エ) 監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

当法人は、通常レビュー対象会社の監査調書について、令和6年7月より電子監査調書システムによる管理を実施しております。当該システムでは、監査報告書日後に、監査調書を改ざんするなど不適切に修正又は追加することを防止するに十分な仕組みが備わっております。

また、通常レビュー対象会社以外の監査調書については、順次電子監査調書システムに移行しており、2026年度からは全面的に電子監査調書システムに移行する予定であります。

(オ) その他

特段の記載事項はありません。

カ. 業務に関する情報の収集及び伝達

(ア) 情報と伝達に関する品質目標の設定

当法人は、情報と伝達に関する品質目標を以下のように設定しております。

- A. 情報システムが、内外の情報源を問わず、品質管理システムを支える、関連性のある信頼性の高い情報を識別し、捕捉し、処理し、また維持すること。

- B. 監査事務所の組織風土が、専門要員が情報を監査事務所やお互いに交換する責任を認識させ強化するものであること。
- C. 監査チームを含む監査事務所全体で関連性のある信頼性の高い情報が以下のように交換されること。
- (A) 専門要員と監査チームに情報が伝達されており、また当該情報の内容、時期及び範囲は、品質管理システムの活動又は監査業務の実施に関連する責任を理解し、果たす上で十分である。
 - (B) 専門要員及び監査チームは、品質管理システムの活動又は監査業務を実施する際に、監査事務所に情報を伝達する。
- D. 関連性及び信頼性の高い情報が以下を含め外部の者にも伝達されること。
- (A) 監査事務所からサービス・プロバイダーに対して情報が伝達される。
 - (B) 法令等若しくは職業的専門家としての基準により要求される場合又は外部の者の品質管理システムに対する理解を支援するために、外部にも情報が伝達される。

- (イ) 監査事務所の内外から情報を適切に収集し、活用するための方針又は手続の設定及び当該方針又は手続の遵守

当法人では、内部通報については、「内部通報窓口業務管理規程」、外部通報については「『東邦ホットライン』取扱規程」を整備し、これらに基づき運用しております。

- (ウ) 監査役等との品質管理システムに関する協議に係る内容、時期及び形式を含めた方針又は手続の設定

当法人は、監査マニュアルにおいて、監査役等との品質管理システムに関する協議に係る内容、時期等について定めております。

- (エ) 必要に応じて実施する監査事務所の外部の者への品質管理システムに関する情報の提供に係る内容、時期及び形式を含めた方針又は手続の設定

当法人は、外部の者とのコミュニケーションとして、「サービス・プロバイダーとのコミュニケーション」及び「規制当局等への通知等」を定めております。

- (オ) 品質管理システムの状況等について、監査報告の利用者が適切に評価できるような十分な透明性の確保

当法人は、「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」による透明性の確保に努めております。

- キ. 前任及び後任の公認会計士又は監査法人との間の業務の引継ぎ

当法人は、監査人の交代に関するマニュアルに基づき、監査人の交代に際して、監査業務の質に重大な影響を及ぼさないように、十分な手続を実施しております。

ク. アからキまでに掲げる事項についての責任者の選任並びにその役割及び責任の明確化

当法人は、A. 品質管理システムに関する最高責任者 B. 品質管理システムの整備及び運用に関する責任者 C. モニタリング及び改善プロセスの運用に関する責任者について、以下のように選任し、役割を明確にしております。

	責任者	役割
A	理事長 石井克昌	品質管理システムに関する説明責任を含む最終的な責任を負う。
B	品質管理本部長 佐藤淳	品質目標の設定、品質リスクの識別及び評価、品質リスクに対処するための対応から成る、リスク評価プロセスをデザイン・適用し、品質管理システムの整備及び運用に関する責任を負う。 また、当法人における不正リスクに関する品質管理の責任も負う。
C	品質管理部長 小池利秀	品質管理システムの整備及び運用について関連性及び信頼性が高くかつ適時性を有する情報を提供し、不備が適時に改善されるように識別された不備に対応する適切な措置を講じるためのモニタリング及び改善プロセスに関する責任を負う。

ケ. アからクまでに掲げる事項についての目標の設定、当該目標の達成を阻害する可能性のある事象（以下「リスク」という）の識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針の策定及び実施

当法人の品質管理システムは、構成要素（①監査事務所のリスク評価プロセス②ガバナンス及びリーダーシップ③職業倫理及び独立性④監査契約の新規の締結及び更新⑤業務の実施⑥監査事務所の業務運営に関する資源⑦情報と伝達⑧品質管理システムのモニタリング及び改善プロセス⑨監査事務所間の引継）を対象とし、各構成要素を整備及び運用するために、リスク・アプローチを適用しております。

リスク・アプローチを適用するに当たっては、「品質目標の設定」「品質リスクの識別と評価」「品質リスクに対処するための対応のデザインと適用」を組み込んでおります。

コ. アからクまでに掲げる事項についての実施状況の把握（以下「モニタリング」という）及び当該モニタリングを踏まえた改善

品質管理本部は、監査事務所として必要と考える品質目標を設定し、品質目標の達成を阻害する品質リスクを識別し、品質リスクに対処するための対応方針を定めております。品質管理システムのモニタリングについては、品質管理部が所管し、「モニタリングに関するマニュアル」を定め、品質リスクに対処するための対応方針が適切に整備運用されていることをモニタリングしております。

業務の実施に関して、個々の監査業務に対して実施するモニタリングとして、品質管理部は、完了した業務の検証（定期的検証）を行い、原則として、すべての監査責任者は3年に1回は対象となるように、モニタリング対象とする監査業務を選定しております。

品質管理システムのモニタリングで識別された不備事項は、品質管理部長が報告された不備の内容の根本原因を調査し、品質管理部において、当法人の品質管理システムに及ぼす影響及び不備に対処するための是正措置の検討を行い、監査責任者、品質管理本部長及び理事長に報告しております。また、品質管理システムのモニタリングでの発見事項及び改善案については、監査部

の専門要員に対して研修等を実施して周知徹底を図っております。

- ④ 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施について監査法人を代表して責任を有する社員による評価の結果及びその理由

品質管理システムに関する最高責任者である理事長は、品質管理部によるモニタリング結果も踏まえ、基準日時点において重要な不備はないと判断し、品質管理システムは当該システムの目的が達成されているという合理的な保証を当監査法人に提供していることを確認いたしました。

- ⑤ ④の評価の結果が、業務の品質の管理の目的が達成されているという合理的な保証を提供していないことを内容とするものであった場合には、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置を改善するために実施した、又は実施しようとする措置の内容

該当事項はありません。

- (4) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除する措置

該当事項はありません。

- (5) 直近において公認会計士法第46条の9の2第1項の規定による日本公認会計士協会の調査を受けた年月

品質管理レビュー：令和7年1月

- (6) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置について監査法人を代表して責任を有する社員一名による当該措置が適正であることの確認

当法人の品質管理システムに関する最高責任者である理事長は、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることを確認しております。

5. 公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。）又は監査法人との業務上の提携（法第24条の4又は第34条の34の13に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。）に関する事項

- (1) 当該業務上の提携を行う当該公認会計士又は他の監査法人の氏名又は名称

該当事項はありません。

- (2) 当該業務上の提携を開始した年月

該当事項はありません。

(3) 当該業務上の提携の内容

該当事項はありません。

6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項

(1) 当該業務上の提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称

該当事項はありません。

(2) 当該業務上の提携を開始した年月

該当事項はありません。

(3) 当該業務上の提携の内容

該当事項はありません。

(4) 共通の名称を用いるなどして二以上の国においてその業務を行う外国監査事務所等によって構成される組織に属する場合には、当該組織及び当該組織における取決めの概要

該当事項はありません。

二. 社 員 の 概 況

1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
17 人	0 人	17 人

2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

該当事項はありません。

三. 事 務 所 の 概 況

名 称	所 在 地	当該事務所に勤務する者の数			
		社 員			公認会計士であ る使用人の数
		公認会計士	特定社員	計	
(主) 東邦監査法人	東京都千代田区神田小川町3-3-2	人 17	人 0	人 17	人 19(28)
(従) —	—	—	—	—	—

四. 監査法人の組織の概要

別紙添付資料「組織図」をご参照下さい。

五. 財産の概況

1. 売上高の総額

(単位：千円)

	第47期 令和6年4月1日～ 令和7年3月31日	第48期 令和7年4月1日～ 令和8年3月31日
売上高		
監査証明業務	710,530	791,643
非監査証明業務	23,485	22,829
合 計	734,015	814,472

2. 直近の二会計年度の計算書類

当法人は無限責任監査法人に該当するため、法令の規定に従い添付しておりません。

3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書

当法人は無限責任監査法人に該当するため、法令の規定に従い添付しておりません。

4. 供託金等の額

当法人は無限責任監査法人に該当するため、法令の規定に従い添付しておりません。

5. 供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容

当法人は無限責任監査法人に該当するため、法令の規定に従い添付しておりません。

六. 被監査会社等（大会社等に限る）の名称

1. エムケー精工株式会社
2. 大同信号株式会社
3. 日本電設工業株式会社
4. 京葉瓦斯株式会社
5. 株式会社昭和システムエンジニアリング
6. セフテック株式会社
7. プラス・テック株式会社
8. 株式会社デュアルタップ
9. リビン・テクノロジーズ株式会社
10. 株式会社ダイドーリミテッド
11. 日本製罐株式会社
12. 東邦レマック株式会社
13. 株式会社山田製作所
14. 株式会社カラダノート
15. 大和製罐株式会社

以 上

東邦監査法人

組織図

社員会

独立第三者委員

理事会

経営管理本部

品質管理本部

総務部

品質管理部

財務経理部

審査部

企画部

IT推進部

情報セキュリティ部

人材開発部

契約管理部